

15 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画とは

一定量以上の産業廃棄物を発生させる事業者はすべて、**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画を策定**しなければなりません。

事業者自らが産業廃棄物の減量化の計画を策定することにより、廃棄物に対する意識の高揚が図られるほか、提出いただいた**計画及びその実施状況が公表**されることにより、透明性が図られることとなります。

【解説】

◎ 多量排出事業者とは

[法12条及び12条の2、令6条の3及び6条の7関係]

次に該当する事業者は、業種に関係なく、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の多量排出事業者として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の減量化やリサイクル率の向上を目指した処理計画やその実施状況などを毎年、知事（循環型社会推進課）又は政令市長に提出しなければなりません。

- ① 前年度に産業廃棄物を _____ 1, 0 0 0 t 以上発生させた事業者
- ② 前年度に特別管理産業廃棄物を _____ 5 0 t 以上発生させた事業者

(1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

次の内容の計画書を作成し、**当該年度の6月30日までに**知事又は政令市長に提出しなければなりません（（1）（2）の様式は、ホームページ上に掲載しています。）。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 計画期間
- ③ 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- ④ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理に係る管理体制に関する事項
- ⑤ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の排出の抑制に関する事項
- ⑥ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の分別に関する事項
- ⑦ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の再生利用に関する事項
- ⑧ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の中間処理に関する事項
- ⑨ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の埋立処理に関する事項
- ⑩ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理の委託に関する事項
- ⑪ 電子マニフェストの使用に関する事項（特別管理産業廃棄物のみ）

(2) 処理計画の実施状況報告

当該年度（計画を策定し提出した年度）の**翌年6月30日までに**知事又は政令市長に提出しなければなりません。当該年度に産業廃棄物の発生量が規定を超えていなくとも、当該年度の処理計画を提出した事業者は、実施状況報告書を提出する必要があります。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書（廃棄物の種類毎に、実績値を記載）
 ・発生量 ・自己直接再生利用量 ・自己中間処理後再生利用量 ・委託処理量等を記入

(3) 計画・実施状況報告の公表

処理計画書及び実施状況報告書により集計したデータを、ホームページ上で公表しています。

(4) 該当する事業者

多量排出事業者に該当する可能性が高いと考えられる事業者は、下表の業種の事業者です。この業種でなくても、産業廃棄物を1,000トン以上（特別管理産業廃棄物を50トン以上）発生するのであれば該当します。

畜産農業	家畜ふん尿の原単位から推計すると、おおむね、50頭以上の乳牛、100頭以上の肉牛、500頭以上の豚、20,000羽以上の鶏を飼養している事業者（農家を含む）
建設業	解体工事、道路工事などを行う事業者 （※建設業については、支店、営業所等で発生する量に基づきます。）
製造業	規模の大きな食料品製造業（製糖工場など）、飲料・たばこ・飼料製造業（ビール工場など）、鉄鋼業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工業、窯業・土石製品製造業
電気・水道業	火力発電所、下水道終末処理場
医療業	病床数が200床以上の病院（感染性産業廃棄物が該当）